

# 豊島区路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例

一部改正 平成 22 年 12 月 13 日公布・平成 23 年 5 月 30 日施行

(目的)

第 1 条 この条例は、さわやかな街づくりを推進するため、路上喫煙及びポイ捨て等を防止し、安全で快適な都市空間の確保及び環境美化を促進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き缶等 次に掲げる物をいう。

ア 飲食物を収納し、又は収納していた缶、びん、ペットボトルその他の容器

イ たばこの吸い殻、紙くず及びチューインガムのかみかす

(2) ポイ捨て 空き缶等をみだりに捨てることをいう。

(3) 区民等 豊島区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）に居住又は滞在する者（通過する者を含む。）をいう。

(4) 事業者 区内で事業活動（路上においてビラ等を配布する行為を含む。）を行うすべての者をいう。

(5) 土地占有者等 区内に所在する土地を占有又は管理する者をいう。

(6) 公共の場所 区内の道路、公園、広場その他公共の用に供する場所をいう。

(7) 喫煙 火のついたたばこを吸うこと又は所持することをいう。

(8) 路上喫煙 道路上において、喫煙することをいう。

(区の責務)

第 3 条 区は、この条例の目的を達成するため、総合的な施策を推進しなければならない。

2 区は、路上喫煙及びポイ捨ての防止について、区民等、事業者及び土地占有者等に対して意識の啓発を図らなければならない。

(区民等の責務)

第 4 条 区民等は、この条例の目的を達成するため、地域の環境美化を促進し、区が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた空き缶等がその事業所周辺の環境美化を阻害することのないよう必要な措置を講じなければならない。

2 自動販売機により飲食物を販売する事業者は、当該自動販売機ごとに回収容器を設置し、これを適正に管理するとともに、当該自動販売機周辺を清潔に保たなければならない。

3 路上においてビラ等を配布する事業者は、路上に捨てられた配布物を回収するよう努めなければならない。

4 事業者は、従業員その他事業活動に従事する者に対し、喫煙マナー向上の啓発に努めなければならない。

5 事業者は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力しなければならない。

(土地占有者等の責務)

第 6 条 土地の占有者等は、その占有又は管理する土地に、ポイ捨てされないよう常に適正な維持管理に努めるとともに、区が実施する施策に協力しな

ればならない。

(喫煙者の責務)

第7条 何人も、公共の場所において、歩行中（自転車等乗車中を含む。）に喫煙をしてはならない。

2 喫煙者は、自らの喫煙による火又は煙により、他人の身体及び財産に被害を生じさせないように配慮しなければならない。

(吸い殻入れ設置者及び管理者の責務)

第8条 吸い殻入れ設置者及び管理者は、適正な維持管理を行うとともに、吸い殻入れの設置について、前条第2項に規定する喫煙者の責務に配慮するよう努めなければならない。

(路上喫煙の禁止)

第9条 何人も、路上喫煙（第7条第1項に規定する場合を除く。）をしてはならない。ただし、吸い殻入れ（携帯用吸い殻入れその他これに類する容器を除く。）のある場所においては、この限りでない。

(ポイ捨ての禁止)

第10条 何人も、道路、公園（児童遊園を含む。）、広場、駅又は地下道において、ポイ捨てをしてはならない。

(指導)

第11条 区長は、第7条第1項、第9条及び前条の規定に違反する者に対し、その行為の是正又は中止を指導することができる。

(さわやかな街づくり重点区域)

第12条 区長は、ポイ捨てされることを特に防止する必要があると認める区域を、さわやかな街づくり重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

2 区長は、重点区域において、この条例の目的を達成するための施策を重点的に実施するものとする。

3 区長は、重点区域内にポイ捨てが減少し、当該重点区域の指定を存続させる必要がなくなったと認めるときは、当該指定を解除することができる。

4 区長は、重点区域の指定又は指定の解除をしようとするときは、必要と認める当該重点区域の関係団体の意見を聴かなくてはならない。

5 区長は、第1項又は第3項の規定により重点区域の指定又は指定の解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(罰則)

第13条 重点区域内において、第10条の規定に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成9年10月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年5月30日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の豊島区空き缶等の投げ捨て防止に関する条例第8条第5項の規定に基づいてした告示は、この条例による改正後の豊島区路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例第12条第5項の規定に基づいてした告示とみなす。